

岩手県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第52号

岩手県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県環境影響評価条例施行規則（平成11年岩手県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～10 [略]	附 則 1～10 [略] <u>（条例附則第13項の規則で定める事業）</u> 11 条例附則第13項の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。 <u>（1） 別表第1の3の項の普通鉄道の建設又は普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業</u> <u>（2） 別表第1の6の項の第2種事業の要件の欄の（1）又は（2）の土地区画整理事業である事業（施行区域又は当該事業を施行する土地の区域の面積が75ヘクタール未満であるものに限る。）</u> <u>（3） 別表第1の10の項の宅地の造成又は同項の第2種事業の要件の欄の（3）の住宅団地の用地の造成の事業（造成に係る土地の面積が75ヘクタール未満であるものに限る。）</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。